

令和3年度湖南省保育の選考基準表(令和3年度入所児童用) 子どもの名前( )

基礎点数 \* 点数の部分と優先項目の該当するところに○をつけてください

基礎点数	就労等の形態	父および母の状況	点数	
			父	母
①居宅外労働	外勤	160時間以上	15	15
		150時間以上160時間未満	14	14
		140時間以上150時間未満	13	13
		130時間以上140時間未満	12	12
		120時間以上130時間未満	11	11
		110時間以上120時間未満	10	10
		100時間以上110時間未満	9	9
	自営	90時間以上100時間未満	8	8
		80時間以上90時間未満	7	7
		79時間以下	5	5
		160時間以上	15	15
		140時間以上160時間未満	13	13
		120時間以上140時間未満	11	11
		100時間以上120時間未満	9	9
②居宅内労働	自営	90時間以上100時間未満	8	8
		80時間以上90時間未満	7	7
		79時間以下	5	5
		160時間以上	14	14
		140時間以上160時間未満	12	12
		120時間以上140時間未満	10	10
	内職	100時間以上120時間未満	8	8
③妊娠・出産		産前2か月産後6か月	—	3
④疾病・負傷・障がい	病気・負傷	入院・自宅療養で常時臥床	12	12
		精神性特定疾病	9	9
	心身の障がい	一般療養	3	3
		身体障害手帳1・2級および療育手帳A保持者	12	12
⑤同居親族の介護・看護	入院	身体障害手帳3級および療育手帳B保持者	9	9
		身体障害手帳4級以上保持者	3	3
	居宅内	常時付添い	10	10
⑥災害の復旧	その他	その他	4	4
		常時付添い	12	12
⑦その他	求職中	その他	4	4
		母子(父子)家庭(職業訓練中を含む)	7	7
		家計主宰者が失業中	5	5
	通学	2	2	
		その他保育に欠けると認められる場合	2~15	2~15

補正点数

項目	補正事項	点数
家庭の状況	母子家庭および父子家庭で祖父母と別居	+23
	母子家庭および父子家庭で祖父母と同居	+20
	生活保護世帯	+7
	要保護家庭	+7
	要援護家庭	+5
	父または母が単身赴任中	+3
	兄弟姉妹が既に入所している場合	+1
	保育にかけると認められる場合	+1
	勤務先内定者	-1
	保育料等滞納(10万円未満)	-5
	保育料等滞納(10万円以上)	-10
	育児休暇延長希望者	-15

優先項目

優先順位	※同じ点数の場合、以下の項目を勘案し優先度を決定します。	該当
①	特別の支援を要する家庭等(児童相談所等からの報告・通知等がある場合)	
②	保育資格を有し市内勤務予定者	
③	現在小規模保育施設等に在園中	
④	里親に委託されている児童	
⑤	入所待機の期間が年次を経過する	
⑥	一時保育・認可外保育施設等を利用し、既に就労等を開始している	
⑦	産休・育休からの復帰	
⑧	家計主宰者が失業中	
⑨	子育て支援者となる親族がいない	
⑩	きょうだいが同じ施設で入所希望	
⑪	きょうだいを同じ施設に入所させたいが実現できない場合は別の施設でも構わない	
⑫	市の療育(ぞうさん教室等)に通級している	

○保育に欠ける要件点数の計算方法と入所決定

・保護者それぞれについて基礎点数を求めそれを合算し、家庭毎の補正点数を加減したものを該当児童の点数とし、その点数の高い順に入所決定を行います。(必要に応じ「優先項目」を使用します)

(備考)

- ・自営業者の中心者とは事業主体者として経営に携わっている者で、協力者とは専従者等で事業主体者以外の者となります。
- ・入所選考に当たって、上記計算法で優先順位が決定し難い場合は、その他保育に欠ける要件を総合的に判断し、優先順位を決定します。
- ・既に希望保育園に入所している場合は、優先的に入所の決定を行います。ただし、保育に欠ける要件等が変更になった場合等は、この限りではありません。
- ・点数が高い場合であっても、申し込み多数の場合や保育園の状況等により入所できないことや希望保育園に入所できないことがあります。